【指定権限・問い合わせ先について】

宇都宮市又は栃木市で施設・事業所を開設する場合、事業者の指定を宇都宮市(中核市のため)又は栃木市(特例条例による権限移譲のため)が行う場合があります。

支給決定に関することについては、利用者の支給決定を行っている各市区町村にお問い合わせください。

また、指定等に関する問い合わせ先については、以下の表を参考にしてください。

指定権限	施設・事業所の所在地		
問い合わせ先	宇都宮市	栃木市	左記以外
障害福祉サービス 障害者支援施設 一般相談支援	宇都宮市①	栃木市	栃木県
障害児通所支援	宇都宮市②	栃木県	
障害児入所施設	栃木県		
計画相談支援障害児相談支援	各市町		

○栃木県の連絡先(所在地:〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20)

栃木県保健福祉部 障害福祉課 福祉サービス事業担当

TEL:028-623-3029 / 3059 FAX:028-623-3052

※課の代表電話番号ではなく、福祉サービス事業担当宛て御連絡願います。

○宇都宮市の連絡先(所在地:〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5)

①宇都宮市保健福祉部 保健福祉総務課 法人・施設グループ

TEL:028-632-2918 FAX:028-639-8825

②宇都宮市子ども部 子ども政策課 法人・児童福祉施設グループ

TEL:028-632-2943 FAX:028-638-8941

○栃木市の連絡先(所在地:〒328-8686 栃木市万町9-25)

栃木市保健福祉部 福祉総務課 検査指導係